東京大学における高度学術専門員及び高度学術専門職員に関する規則

平成２９年３月２２日
役員会議決
東大規則第７９号

（職の設置）

第１条　東京大学基本組織規則（平成１６年東大規則第１号）第９条第１項に規定する必要な職員として高度学術専門員及び高度学術専門職員を置く。

２　前項の高度学術専門員及び高度学術専門職員は、東京大学教職員就業規則（平成１６年東大規則第１１号）第３条に規定する常勤の教職員とする。

（高度学術専門員）

第２条　高度学術専門員は、学術に関する特に高度な知識、経験等を必要とする専門的な業務を行う者とする。

２　高度学術専門員は、次の各号の全てに該当すると認める者のうちから選考するものとする。

（１）　博士の学位を有する者又は同程度の能力を有する者

（２）　東京大学リサーチ・アドミニストレーターの認定に関する内規（令和８年４月１日プロボスト裁定）第２条に規定するプリンシパル URA 又は同程度の能力を有する者

（３）　人物及び識見ともに優れている者

（４）　部局長その他一定の権限を有する者からの推薦が得られる者

（高度学術専門職員）

第３条　高度学術専門職員は、学術に関する高度な知識、経験等を必要とする専門的な業務を行う者とする。

２　高度学術専門職員は、次の各号の全てに該当すると認める者のうちから選考するものとする。

（１）　東京大学リサーチ・アドミニストレーターの認定に関する内規（令和８年４月１日プロボスト裁定）第２条に規定するシニア URA 又は同程度の能力を有する者

（２）　人物及び識見ともに優れている者

（３）　部局長その他一定の権限を有する者からの推薦が得られる者

（選考手続き等）

第４条　高度学術専門員及び高度学術専門職員の選考手続きは、リサーチ・アドミニストレーター推進室及び本部人材育成課において行う。

２　高度学術専門員及び高度学術専門職員は、東京大学職員の選考採用に関する取扱要項（平成１７年２月３日総長裁定）第３条第１項第１号ロに該当するものとして、同要項に基づき選考採用することができる。

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、高度学術専門員及び高度学術専門職員に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。